

写

答申書

令和 8 年 2 月 5 日

茨城県特別職報酬等審議会

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県特別職報酬等審議会

委員長 清山 玲

県議会の議員の報酬並びに知事及び副知事の給料について(答申)

令和8年1月26日付けて諮問のあったことについては、下記のとおり答申する。

記

1 県議会の議員の報酬

	答申額	現行額	増減
議長	1,100,000円	1,010,000円	90,000円
副議長	980,000円	900,000円	80,000円
議員	900,000円	850,000円	50,000円

2 知事及び副知事の給料

	答申額	現行額	増減
知事	1,380,000円	1,340,000円	40,000円
副知事	1,090,000円	1,080,000円	10,000円

3 実施時期

令和8年4月1日

審議経過等について

本審議会は、知事から本年 1 月 26 日付けで県議会の議員の報酬並びに知事及び副知事の給料(以下「特別職の報酬等」という。)に関する諮問を受け、1 月 26 日及び 2 月 5 日の 2 回にわたり別記委員により会議を開き、前回改定以降の国・他の都道府県における特別職の報酬等の動向及び社会経済情勢等について広範な角度から慎重に審議を行った。

現行の特別職の報酬等は平成 7 年 2 月 10 日の答申を受けて平成 7 年 4 月 1 日に改定されたものであり、前回の改定以来 30 年以上の期間が経過している。

この間、公務員の給与については、平成 10 年代の大幅なマイナス改定の影響により、累積改定率はマイナスの状態が続いていたが、近年の民間賃金の継続的な上昇を受け、4 年連続のプラス改定が行われた結果、国の特別職ではプラス約 2 %、若年層を除く一般職員ではプラス約 3 %の累積改定率となっている。

また、他の都道府県の特別職の報酬等の改定状況をみると、ここ数年引上げの動きが相次いでおり、昨年度は 11 都県において増額改定が行われている。

さらに、特別職の報酬等は、本県の県勢状況や財政状況を鑑みるとともに、他の都道府県と比較して妥当な水準とすることも重要な要素であると考える。

これらの考え方に基づき慎重に検討した結果、本県の特別職の報酬等については、改定すべき時期に来ており、具体的な改定額及び改定の実施時期については、答申のとおりとすることが適当であるとの結論に達した。

別 記

茨城県特別職報酬等審議会委員

岡 田 利 恵
久保田 利 克
西連寺 節 子
 笥 島 律 夫
 清 山 玲
 竹之内 章 代
 八木岡 努
 渡 辺 勝